

宮崎県

県立学校モバイルコンピュータ賃貸借

調達仕様書

令和7年11月

宮崎県教育庁高校教育課

目次

1. 本業務の背景と目的	1
1.1. 背景と目的	1
2. 本業務の内容	1
2.1. 対象範囲	1
2.1.1. 賃貸借対象機器	1
2.2. スケジュール	1
2.2.1. 賃貸借期間	1
3. 機器賃貸借要件	1
3.1 機器調達	
3.1.1. モバイル端末 (Chromebook)	1-2
3.1.2. キーボード (iPad)	3-4
3.1.3. ソフトウェア	4
3.2. 据付・調整等	5
3.2.1. セットアップ	5
3.2.2. 設置・接続	5
3.2.3. 配布場所	5-6
3.2.4. 機器動作確認	6
3.2.5. バックアップ	6
3.2.6. 成果物	6-7
3.2.7. 納品形態及び部数	7
3.2.8. その他	7
4. 保守要件	7
4.1. 基本要件	7-8
4.2. ソフトウェア保守要件	8
4.3. ハードウェア保守要件	8
4.4. 保守における成果物	8-9
4.4.1. 納品形態及び部数	8
4.4.2. 納入場所	9
5. その他留意事項	9
5.1. 調達機器に係る留意事項	9
5.2. 賃貸借期間満了の作業に係る留意事項	9
5.2. 賃貸借に係る特殊事項	9
6. 物品の数量	10

1. 本業務の背景と目的

1.1. 背景と目的

附属中学校／中等教育学校（義務段階）／特別支援学校（義務段階）の児童・生徒向けの一人一台端末は、令和２年に文科省のGIGAスクール構想に従い整備をおこなったが、リースの満了に伴い既設品の入替を行う。端末整備事業については「学習指導要領」および「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第４７号）」の趣旨を踏まえ、安定したシステムの稼働を目指し、定期的に機器を入替え活用することをおこなっている。

上記背景により、このことについて、賃貸借での調達を予定している。

2. 本業務の内容

2.1. 対象範囲

2.1.1. 賃貸借対象機器

本件における調達範囲を下記に示す。

表 2-1-1 本業務における調達範囲

区分	本システム	調達対象について	
		調達範囲	特記事項（調達範囲に含まない場合の扱い等）
機器	サーバ機器	調達範囲に含まない	別途調達
	クライアント端末	調達範囲に含む	
	プリンタ等	調達範囲に含まない	別途調達
構築 役務等	セットアップ	調達範囲に含む	
	設置・接続	調達範囲に含む	
	動作確認	調達範囲に含む	
	バックアップ	調達範囲に含む	

2.2. スケジュール

2.2.1. 賃貸借期間

賃貸借期間は令和８年２月１日（日）から令和１３年１月３１日（金）までの６０ヶ月とする。

3. 機器賃貸借要件

設置する機器について、以下を実施すること。

3.1. 機器調達

3.1.1. モバイル端末 (Chromebook)

数量は410台

必要スペックは以下のとおりとする。

表 3-1-1 クライアント端末必要スペック一覧 (ChromeOS)

区分	必要スペック	備考
OS	ChromeOS	
CPU	Intel Celeron processor N4500 または Mediatek Kompanio 520 プロセッサ 同等以上	
メモリ容量	4GB 以上装備すること。	
ストレージ容量	64GB 以上装備すること。	
画面サイズ	10～14 型（範囲内）タッチパネル対応	
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上 Bluetooth (V5.3) 対応	
周辺機器	・タッチペン ・JIS 標準配列に準拠するキーボード ・画面保護フィルム（ブルーライト対応）	
カメラ機能	92 万画素インカメラ及びアウトカメラがあること	
マイク	内蔵マイクがあること	
形状	・コンパチブルタイプ ・タッチペンを収納できること	
外部接続端子	USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること	
バッテリー	稼働時間が8時間以上であること	
重量	1.5kg 程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）	
附属品	A Cアダプターを付属していること	
端末管理機能	以下の設定の端末管理機能（MDM）を有していること ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時の制御設定 ・データの可視化ができるダッシュボード機能があること	

区分	必要スペック	備考
その他	1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） 2 OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること 3 自動更新ポリシー（AUE）が、納入から7年以上提供されるモデルであること 4 二次元コード読み取り機能（アプリ対応）があること	

3.1.2. モバイル端末（iPad）

数量は1118台

必要スペックは以下のとおりとする。

表 3-1-2 クライアント端末必要スペック一覧（iPad）

区分	必要スペック	備考
OS	iPadOS	
CPU	——	
メモリ容量	——	
ストレージ容量	64GB 以上装備すること。	
画面サイズ	10～14 型（範囲内）タッチパネル対応	
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上	
周辺機器	・ 充電式タッチペン ・ ハードウェアキーボード ※キーボードに USB-C コネクタ・オーディオジャックがあること ・ 利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること（キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない） ・ 画面保護フィルム（ブルーライト対応）	
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること（マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダ	

区分	必要スペック	備考
	プタで対応)	
外部接続端子	USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポート を1つ以上有していること	
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラがあること	
バッテリー	稼働時間が8時間以上であること	
重量	1.5kg 程度を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)	
附属品	A C アダプターを付属していること	
端末管理機能	以下の設定の端末管理機能 (MDM) を有していること ・ 端末の機能制御設定 ・ 端末が利用する App/Book の配信 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定 (強制ロック、強制ワイプなど)	
その他	1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能 (必要に応じて利用可能であればよい) 2 O S メーカー (端末の O S と異なるものでもよい) が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること 3 自動更新ポリシー (A U E) が、納入から7年以上提供されるモデルであること 4 二次元コード読み取り機能 (アプリ対応) があること	

3.1.3 ソフトウェア

数量は1,528本

以下のソフトウェアが利用できるようにすること。

表 3-1-2 ソフトウェア一覧

区分	必要スペック	備考
Webセキュリティ	i-FILTER Cloud GIGA スクール版 (5 年)	

3.2. 据付・調整等

令和8年1月31日までに物品の導入、据付、環境設定、動作確認を行うこと。

3.2.1 セットアップ

- 既設のネットワークへの参加設定作業と、機器の正常動作の確認を行い、納入後はすぐに利用できるようにすること。
- Web フィルタ機能をすべての端末で学校および自宅で利用できるように設定すること。
- 不正端末制御装置（イントラガーディアン）の管理サーバとの疎通確認を行うこと。

3.2.2 設置・接続

- 機器の数量は納入者の責任で台数管理すること。
※修理預かりや紛失等について、納入者との連絡体制を密にして、管理表によっていつでも現状台数を把握し、求められた場合には提出できるようにすること。
- 導入するパーソナルコンピュータには、導入年月、リース期間、所属名、ハードウェア管理番号、コンピュータ名等の内容を記載したラベル、また保守を行う連絡先を記載したラベルを貼り付けるものとする（詳細については別途指示）。

例

PC 管理表（リース）	
所属名	〇〇〇〇特別支援学校
導入年月日	令和8年2月
使用者属性	生徒（児童）
コンピュータ名	LT6001-000
販売先	〇〇〇〇〇株式会社

約 70mm×38mm 程度

3.2.3 配布場所

表 3-2-3 設置場所一覧

高校／中等教育学校	配付数	住所
宮崎西高等学校附属中学校	276	宮崎市大塚町柳ヶ迫3975-2
都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	138	都城市妻ヶ丘町27-15
五ヶ瀬中等教育学校（前期）	134	西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所9468-30
特別支援学校	配付数	住所
明星視覚支援学校	11	宮崎市島之内1390
都城さくら聴覚支援学校	28	都城市都原町7430
みやざき中央支援学校	185	宮崎県宮崎市島之内2100
赤江まつばら支援学校	17	宮崎市大字田吉4977-371
みなみのかぜ支援学校	171	宮崎市清武町木原4257-6
清武せいりゅう支援学校	52	清武町木原4257-9

都城きりしま支援学校	147	都城市南横市町7097-2
小林こすもす支援学校	78	小林市東方3216（高等部）
延岡しろやま支援学校	106	延岡市野地町3丁目3477番地2
日向ひまわり支援学校	43	日向市大字塩見12161
児湯るびなす支援学校	67	児湯郡新富町日置1297
日南くろしお支援学校	75	日南市大字風田4030

3.2.4 機器動作確認

機器セットアップ後の動作確認を、担当職員の立会いの下で実施すること。

3.2.5 バックアップ

環境設定、動作確認完了後にバックアップを実施し、リストアディスクを作成すること。
また、それを学校および高校教育課に1セットずつ、リストア手順書とともに、納入すること。

3.2.6 成果物

落札者は上記のハードウェアの情報を掲載した一覧ファイルを電子データ（EXCEL 等）で高校教育課に提供すること。

提供頂く情報について

- ① 製品名・型式・スペック（メモリ・ドライブ容量・CPUの内容等）
- ② 配布先・管理番号（個別の指定ルールに基づくコンピュータ名）
- ③ 保守の方法・具体的な対応などをまとめたもの

納品時の成果物について、以下「納品におけるドキュメント一覧」に示す。

また、リース期間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受託者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

納品物件は、検収直前に整備するのではなく、納品物件の整備方法について本業務開始当初に高校教育課と協議のうえ定め、日常の保守において適宜・適切に整備し、高校教育課の求めに応じていつでも内容を確認できるようにしておくこと。

表 3-2-6 納品におけるドキュメント一覧

作成ドキュメント	内容	提出先
機器一覧表（電子媒体）	機器等の一覧をまとめたもの	高校教育課
機器の取扱い説明書（電子媒体）	取扱い説明書（メーカー等の説明書で代用可能）	高校教育課
機器等の保証書、ライセンス証書	保証書、ライセンス証書	高校教育課
緊急時対応手順書	緊急時の対応方法、連絡先を記載したもの	高校教育課
消耗品一覧	消耗品およびスポットで調達する場合の連絡先	設置校
納品書	納品物の一覧	設置校 高校教育課

3.2.7 納品形態及び部数

紙で2部（正本、副本）、電子で1部納入すること。

なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。

電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point で読み込み可能なファイル形式で作成し、CD-R 又は DVD-R の媒体に格納し、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。また、成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、高校教育課の承認を得ること。

3.2.8 その他

- 本明細書に記載のない事項、又は記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- 契約満了に伴う物品の返還については、落札者が物品の設置場所に出向いて回収すること。
- 回収日程等については高校教育課の指示に従うこと。また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。
- 物品については、リース満了後、全部又は一部について再リースを行う可能性がある。

4. 保守要件

4.1. 基本要件

- 契約期間中はシステムを運用する各納入校からの機器に関する問い合わせに対応すること。
- 契約期間満了時には調達機器を設置場所から撤去するとともに、機器内に残存するデータを完全に消去すること。
- 高等特別支援学校の開校時（令和9年4月）に、予備機から指定数を学校に移動および設置すること。
- MDM の運用について、学校からの要望に対する管理体制を確立するものとし、無償のソフトウェア追加やシステム設計変更などの要望については誠実に対応すること。

表 4-1-1 機器の保守対応時間

項目	対応時間
機器に関する問合せ	月曜から金曜の 8:45～17:30 ※土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

表 4-1-1 目標復旧時間

項目	目標時間
一次切り分け／現地到着	納入校からの連絡を受けて48時間以内

4.2. ソフトウェア保守要件

- サポート期間が満了しても次のバージョン又は代替ミドルウェア・ソフトウェアによりシステム環境の維持が可能であること。
- 将来的に供給が継続される可能性が高いものであること。
- 不正利用に対する対策がなされているものであること。
- 機能的な不具合の修正、ソフトウェア導入作業をする場合の時間やプロダクト管理方法等、業務ソフトウェア、OS、ミドルウェア等ソフトウェアに係る保守手順を定義し、サポート体制を明確にすること。

4.3. ハードウェア保守要件

- 機器障害時の故障判定箇所特定、原因調査、復旧作業の切り分け等、周辺機器、ネットワーク機器等ハードウェアに係る保守手順を定義し、サポート体制を明確にすること。

4.4 保守における成果物

保守における成果物について、以下「保守におけるドキュメント一覧」に示す。スケジュールは当該一覧の「納入時期」を目安とし、承認を得て納品するものとする。

また、リース期間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受託者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

納品物件は、検収直前に整備するのではなく、納品物件の整備方法について本業務開始当初に高校教育課と協議のうえ定め、日常の保守において適宜・適切に整備し、高校教育課の求めに応じていつでも内容を確認できるようにしておくこと。

表 4-4-1 運用保守工程におけるドキュメント一覧

作成ドキュメント	内容	納入時期
問合せ等記録表	学校からの問い合わせ、納品機器に関するメーカー等への問合せ記録をまとめたもの	年1回
作業対応記録表	対応の記録をまとめたもの	年1回
障害報告書兼復旧完了報告書	障害報告、復旧完了報告等をまとめたもの	必要時

4.4.1 納品形態及び部数

紙で2部（正本、副本）、電子で1部納入すること。

なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。

電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point で読み込み可能なファイル形式で作成し、CD-R 又は DVD-R の媒体に格納し、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。また、成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、高校教育課の承認を得ること。

4.4.2 納入場所

本仕様書に「3.2.3 配布場所」と同一。

5. その他留意事項

5.1. 調達機器に係る留意事項

同一の納品物に関しては、特段の理由がない限り全て同一機種（同一型番）の製品を選択し、納品すること。

また、原則として入札時点で製品化されていること。入札後に発売される新製品にて入札を実施する場合、高校教育課の求める仕様を満たすことの証明及び納品までに製品が発売され、納入が可能であることを証明する文書を高校教育課に提出すること。

5.2. 賃貸借期間満了の作業に係る留意事項

賃貸借期間満了後、高校教育課が買取を求めた場合はその求めに応じること。

受託者が機器を回収する場合、保存受託者の責任において対象機器内に保存されているデータについて、完全に消去すること。消去における手法については受託者が最適と判断する方法を元に高校教育課と協議し、合意した手法を用いること。また、本作業完了後、データ消去を証明する文書を高校教育課に提出すること。

・ 5.3. 賃貸借に関する特殊事項

本件は、宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金を活用して調達を行うものである。賃貸借契約金額のうち、補助対象経費については、リース会社が県に交付申請を経て、交付されるものとする。

また、補助対象経費を除くものについては、県が月額で毎月支払うものとする。

活用する事業に係る補助金の概要については以下のとおりである。

詳細については、文部科学省サイトの「基金による「人」台端末の更新について」(※1)にある交付要綱等の内容を十分に確認すること。

※1(URL): https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html

○宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金

・補助基準額×整備台数×2/3 と契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）×整備台数×2/3 のいずれか低い額が補助金額となる。

※宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金の補助対象となる端末本体等相当額（購入費相当額）について、リース会社が消費税の確定申告の際に、端末購入に係る仕入税額を控除した場合、その控除した分、実質的に負担（支出）がないこととなるため、本補助金に係る仕入れ額相当額が確定次第、速やかに県に報告し、減額又は返還が必要となるので留意すること。

※業者決定後に交付申請を行い、交付決定後に契約を締結する。

補助対象経費

端末本体・タッチペン・ハードウェアキーボード・スタンド（iPad の場合）・画面保護フィルム・MDM・キッティング（設置・据え付け費等も含む）

補助対象外経費

Web セキュリティソフトウェア・リース金利分・保守料

6. 物品の数量

学校名		小	中	予備機	合計
C h r o m e b o o k					
1	宮崎西附属中学校		240	36	276
2	五ヶ瀬中等教育学校（前期）		117	17	134
	合計		357	53	<u>410</u>
iPad					
3	都城泉ヶ丘附属中学校		120	18	138
4	明星視覚支援学校	6	3	2	11
5	都城さくら聴覚支援学校	16	8	4	28
6	みやざき中央支援学校	94	68	23	185
7	赤江まつばら支援学校	5	10	2	17
8	みなみのかぜ支援学校	95	55	21	171
9	清武せいりゅう支援学校	22	23	7	52
10	都城きりしま支援学校	70	58	19	147
11	小林こすもす支援学校	42	26	10	78
12	延岡しろやま支援学校	50	42	14	106
13	日向ひまわり支援学校	27	10	6	43
14	児湯るびなす支援学校	39	19	9	67
15	日南くろしお支援学校	32	33	10	75
	合計	498	475	145	<u>1118</u>